

議案第 11 号 規約の一部改正について

福井県薬剤師連盟規約

(昭和 47 年 5 月 23 日制定)

- 第 1 条 本連盟は日本薬剤師連盟と相互に連携、協調して目的達成のために活動するもので、その名称を福井県薬剤師連盟と称し、事務所を福井市におく。
- 第 2 条 本連盟は、会員相互の全県的協力の下に職能を向上し、業権を確保し、県民の健康な生活の確立を期するために必要な政治活動を行うことを目的とする。
- 第 3 条 本連盟は目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 日本薬剤師連盟の行う事業への協力
 2. 公職選挙法に基づく候補者の推せん又は支持
 3. 政府、関係団体及び関係者との折衝等
 4. 一般県民に対する広報宣伝
 5. 会員間の連絡、情報の提供等
 6. その他本連盟の目的達成に必要な事項
- 第 4 条 本連盟は、次の会員をもって組織する。
1. 正 会 員 一般社団法人福井県薬剤師会（以下「一般社団法人」を略す。）の正会員（A1 会員、A2 会員、B 会員、C 会員）で、本連盟の主旨に賛同するもの
 2. 賛助会員 福井県薬剤師会の賛助会員ならびに本連盟の主旨に賛同するもの
- 第 5 条 本連盟の正会員は、正会員の所属する地域薬剤師会、もしくは福井県薬剤師会の部会に基づいた別表（2）のとおりので地区や職域で分かれた支部と称する組織に所属することとする。但し、国家・地方公務員の正会員は、どの組織にも属さない。
2. 本連盟の支部長は、支部と称された組織の代表者とする。
- 第 6 条 本連盟に次の役員を置く。
- | | |
|-------|-----------------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 3 名以内とする。 |
| 幹 事 長 | 1 名 |
| 副幹事長 | 1 名 |
| 総 務 | 30 名以内（うち若干名を常任総務とする） |
| 監 事 | 2 名以内 |
- 第 7 条 役員は、福井県薬剤師会の役員が、主としてこれにあたる。但し国家・地方公務員である役員は除く。
2. 会長は、福井県薬剤師会会長が、これにあたる。
 3. 副会長は、福井県薬剤師会副会長が、これにあたる。
 4. 幹事長ならびに副幹事長は、会長が指名する。
 5. 常任総務は、福井県薬剤師会理事が、これにあたり、本連盟の支部長が、総務を務める。
 6. 組織強化担当は、会長が指名する。
 7. 会計責任者は、福井県薬剤師会の会計責任者がこれにあたる。
 8. 監事は、福井県薬剤師会監事が、これにあたる。（ただし、外部監事は除く。）

9. 役員の任期は福井県薬剤師会の役員に準ずる。

第8条 会長は本連盟を代表し、その業務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故が起こったときはその職務を代行する。
3. 会計責任者は、本連盟の経理を担当する。
4. 総務は、会長、副会長を補佐し、その業務の執行にあたる。
5. 監事は、本連盟の経理並びに会務を監査する。

第9条 本連盟の会議を分けて、総務会、総会とする。

2. 総務会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、総務をもって構成し、本連盟の業務の企画及び執行にあたる。監事は総務会に出席し、意見を述べることができる。
3. 総務会の議長は会長とする。
4. 会長は会員に対し、必要に応じて総務会の出席および意見を求めることができる。

第10条 本連盟に会務執行のための委員会を設けることができる。

2. 委員会の委員は総務会の議を経て会長が委嘱する。

第11条 本連盟の議決機関は総会とする。

2. 総会は、本連盟の正会員をもって構成し、議決は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. 総会は、通常総会と臨時総会とし、前者は年1回、後者は必要ある場合、何れも会長が招集する。ただし、やむを得ない事由により招集が困難な場合には、書面または電磁的方法により議決を行うことができる。
4. 総会の議長は、会長又はその代理者がこれにあたる。

第12条 総会は次の事項を議決する。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 規約の改廃
4. その他の必要事項

第13条 本連盟の経費は、会費、寄附金、及びその他の収入をもってあてる。

第14条 本連盟に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問、相談役は、福井県薬剤師会の顧問、相談役がこれにあたり、その任期は役員のそれに準ずる。

第15条 本連盟の事務を処理するために職員若干名を置くことができる。

第16条 本規約に定めるものの他、必要な事項は総務会で決定する。

附 則 (1)

1. 本規約は承認の日より実施する。
2. 昭和42年1月11日制定、同年9月14日一部改正、昭和43年2月23日一部改正の福井県薬剤師政治連盟規約は昭和47年3月31日をもって廃止する。

3. 本連盟発足時の役員は本規約にかかわらず、福井県薬剤師会長が指名委嘱し、その任期は昭和 49 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (2)

1. この規約は 平成 18 年 5 月 28 日 一部改定
1. この規約は 平成 20 年 5 月 25 日 一部改定
1. この規約は 平成 25 年 6 月 30 日 一部改定
1. この規約は 平成 26 年 7 月 19 日 一部改定
1. この規約は 平成 28 年 5 月 29 日 一部改定
1. この規約は 令和元年 6 月 16 日 一部改定
1. この規約は 令和 2 年 6 月 21 日 一部改定
1. この規約は 令和 5 年 6 月 18 日 一部改定
1. この規約は 令和 8 年 6 月 21 日 一部改定

細 則

1. 規約第 14 条に基づく会費は別表(1)による。会費は各支部が会員より徴収、又は別段の方法により本連盟が徴収し、定められた期間内にとりまとめて本連盟会計に納入するものとする。

(この細則は、平成 18 年 5 月 28 日 一部改正)

2. 会費の徴収は、毎年 9 月初旬に行う。

(この細則は、平成 25 年 6 月 30 日 一部改正)

別 表 (1)

福井県薬剤師会 A1、A2 会員 (8 月末時点の会員区分)	16,000 円
〃 B 会員 (8 月末時点の会員区分)	4,800 円
〃 C 会員 (8 月末時点の会員区分)	2,000 円
〃 賛助会員	16,000 円

別 表 (2)

福井支部：正会員で、一般社団法人福井市薬剤師会に所属するもの

坂井支部：正会員で、坂井地区薬剤師会に所属するもの

大野支部：正会員で、大野市薬剤師会に所属するもの

勝山支部：正会員で、勝山市薬剤師会に所属するもの

鯖丹支部：正会員で、鯖丹薬剤師会に所属するもの

武生支部：正会員で、武生薬剤師会に所属するもの

敦賀支部：正会員で、敦賀市薬剤師会に所属するもの

若狭支部：正会員で、若狭地区薬剤師会に所属するもの

病院支部：正会員で、福井県薬剤師会病院薬剤師部会に所属するもの